

埼玉県内 初！

2015 年 10 月 16 日

熊谷市とセブン - イレブン・ジャパン 『熊谷市高齢者見守り活動に関する協定』を締結

～セブン - イレブンがひとり暮らし高齢者等の見守りを実施～

株式会社セブン - イレブン・ジャパン（東京都、代表取締役社長 最高執行責任者〈COO〉井阪 隆一）は、2015 年 10 月 16 日（金）、熊谷市（富岡 清市長）と地域社会における安全・安心の取り組みの一環として『熊谷市高齢者見守り活動に関する協定』を締結いたします。

本取り組みは、高齢化社会の進行や単身世帯の増加、ならびに小売店舗をはじめとする様々な地域拠点の減少といった社会環境の変化が進む中、熊谷市とセブン - イレブンが連携・協力して、地域の見守り活動を実施していくものです。

セブン - イレブン・ジャパンとして、埼玉県内の市町村との見守りに関する協定の締結は、今回が初となります。

セブン - イレブンは、今後も地域社会と連携や「セブンミール」を中心としたお届けサービス等の拡充により、お客様にとってより「近くて便利なお店」を目指してまいります。

記

1. 協定の名称 『熊谷市高齢者見守り活動に関する協定』

2. 協定締結日 2015 年 10 月 16 日（金）

3. 協定締結の目的

高齢化や人口および世帯人数の減少が進む中、熊谷市とセブン - イレブンが連携し、ひとり暮らしの高齢者等の見守り活動や、高齢者雇用を通じて、高齢者が安心して暮らせる街づくりに取り組んでまいります。

4. 概要

セブン - イレブンが展開するお届けサービス「セブンミール」や店内商品のお届け等の日常業務において、ひとり暮らし高齢者の異変を察知した際、熊谷市と連携し対応します。また、高齢者雇用への協力も行なってまいります。

・セブン - イレブン店舗数

熊谷市内：38 店舗、埼玉県内：1,099 店舗、国内：18,099 店舗

（2015 年 9 月末現在）

以上

ご参考

熊谷市高齢者見守り活動に関する協定書

熊谷市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、熊谷市高齢者見守り活動（以下「事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（前提）

乙は、直営店方式又はフランチャイズ方式による年中無休24時間営業のコンビニエンスストアセブン・イレブン店を展開しており、フランチャイズ方式においては、乙と別途独立した経営主体（以下「オーナー」という。）がコンビニエンスストアセブン・イレブン店を営んでいるため、乙の直営店の他は、事業の実施に同意したオーナーが経営するセブン・イレブン店（以下「セブン・イレブン店」という。）のみが対象となることを十分に理解する。

（目的趣旨）

- 第1条 この協定は、甲と乙が協力し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者に対する見守りを行うことにより地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 2 この協定は、前項の目的を達するため、事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（責務）

- 第2条 甲及び乙は、事業の実施にあたって、相互理解による信頼と協力関係を構築するとともに、事業を継続的に実施することができるようその体制の確立に努めるものとする。

（事業の内容）

- 第3条 乙及びセブン・イレブン店は、日常の業務の範囲内において、地域の高齢者に対し、対象者を限定せず監視的ではない「さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合には、その状況等を甲へ連絡するものとする。
- 2 甲への連絡については、乙又はセブン・イレブン店の日常の業務に支障のない範囲内で行うことができ、連絡に係る費用は、乙又はセブン・イレブン店の負担とする。
- 3 異変とは、次に掲げる状態で明らかに日常と異なると感じられる状態をいう。
- (1) 郵便物、新聞等が郵便受けや玄関等にたまっている状態
 - (2) 昼間でも何日も雨戸が閉まったままでの状態
 - (3) 家の明かりが何日もついたまま、または消えている状態
 - (4) その他日常と明らかに違う状態
- 4 乙又はセブン・イレブン店から連絡を受けた甲は、乙又はセブン・イレブン店から提供された情報と、甲が保有する当該高齢者の情報を照らし合わせた上で、甲が当該高齢者の状況を確認する。
- 5 甲は、当該高齢者への支援等が必要と判断したときは、速やかに支援等に係る活動を実施するものとする。
- 6 乙又はセブン・イレブン店は高齢者の就業や社会参加を支援するため、中高年齢者の雇用促進に努めるものとする。

(見守り協力者名簿への登録)

第4条 甲は、この協定の締結をもって乙又はセブン・イレブン店を見守り協力者とし、その名簿に登載するものとする。

(免責)

第5条 乙又はセブン・イレブン店は、第3条第1項の規定による連絡ができなかった場合又は遅れた場合であっても、高齢者世帯等に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第6条 甲、乙及びセブン・イレブン店は、事業に関して知り得た個人情報を、事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、この事業の協力事業者でなくなった後も同様とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(協定の破棄)

第8条 乙は、甲に対する申入れによって、この協定を破棄することができる。

2 甲は、乙が事業に協力するにあたり、この協定の規定に違反したとき、又は不適当な事由があると認めるときは、乙に対する申入れによりこの協定を破棄することができる。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年10月16日

甲 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1
熊谷市長
富岡 清

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役
井阪 隆一